

生徒会会則

われわれは、学校生活を通して、独立自由な精神を養い、真に教養ゆたかな人間となることを目指す。ここに会員の自発的意志をもって生徒会を結成し、さらにその発展を期してこの会則を定める。

第 1 章 総則

第1条 本会を深川第五中学校生徒会とよび、本部を校内に置く。

第2条 本会は前文の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学芸に関する事。
- 2 体育に関する事。
- 3 校内生活に関する事。
- 4 校外生活に関する事。
- 5 その他本会の目的達成に必要な事。

第 2 章 組織及び機関

第3条 本会は深川第五中学校生徒全員を会員とする。

第4条 本校教職員は顧問として本会育成のためその指導にあたる。

第5条 本会は次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 中央委員会
- 3 各種委員会
- 4 生徒会本部役員会

第6条 総会は本会の最高議決機関であり、毎年 1 回会長が招集する。その他会長が必要と認めた場合、臨時に開くことができる。

第7条 総会は次のことについて審議決定する。

- 1 今年度各種委員会の活動方針
- 2 規約改正
- 3 その他必要な事項

第8条 中央委員会は生徒会本部役員、各種委員会委員長、各学年の学級委員をもって構成し、司会進行は生徒会本部役員が担う。

第9条 中央委員会は随時会議を開き生徒会全般の問題について審議する。

第10条 各種委員会は中央委員会の決議にもとづいて活動する。

第11条 各種委員会は次の通りである。

学級委員会 生活委員会 図書委員会 整美委員会
保健委員会 給食委員会 放送委員会 体育委員会

各種委員会は男女各1名をクラスより選出する。委員会の委員長は互選による。

第12条 各委員会は活動方針案をつくる。

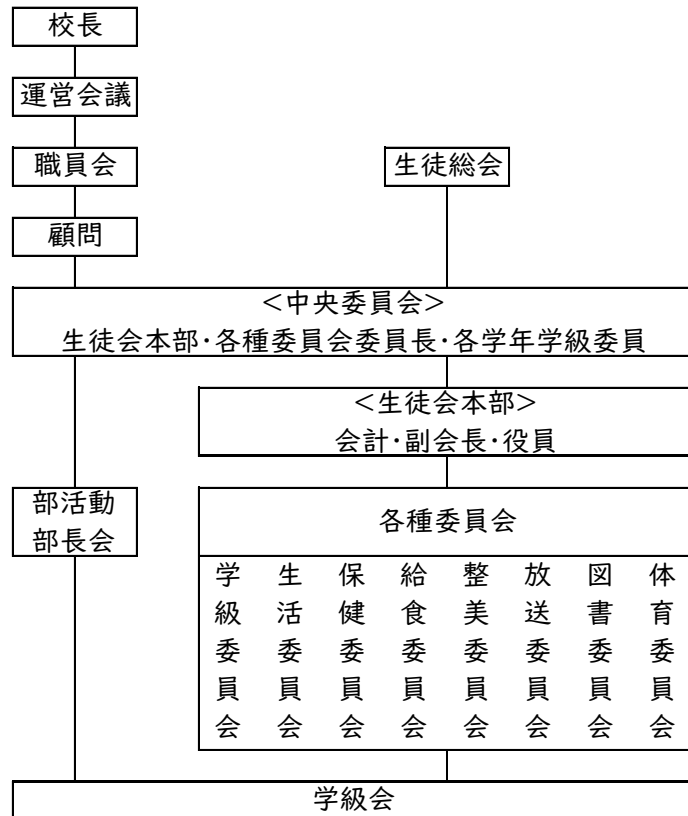
第3章 役員

- 第13条 本会に次の役員をおく。
会長1名、副会長2名、役員4名。
副会長については役員の中から2年生より1名、1年生より1名を初回生徒委員会で決定する。
- 第14条 本部役員は別に定めた選挙規定により選出され、校長により任命される。任期は1年(選出年度の後期～翌年度の前期)とする。役員の出欠によって欠員が生じた場合は、選挙は行わず欠員のまま運営する。ただし、本会の運営が困難である場合には、生徒会本部と教員などの会議の上、校長の判断で臨時に役員選挙を実施することもできる。
- 第15条 本部役員の仕事は次の通りである。
1 会長は生徒会を代表し、すべての活動の中心となり、会の運営にあたる。
2 副会長は会長を助け、事情がある時は代理をする。
3 役員は生徒会の記録、その他の事務にあたる。
- 第16条 役員はすべて選出された総会の承認を得なければ辞任することができない。

第4章 附則

- 第17条 この会則の改正は中央委員会で発議され、総会員の3分の2以上の賛成によって承認され、校長より許可を得て会長が公布する。

生徒会組織図



生徒会本部選挙規定

第1章 総則

第1条 この規定は生徒会会則第14条の選挙に適用する。

第2条 前条の選挙は毎年7月に行う。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙事務を処理するための選挙管理委員会を設ける。

第4条 選挙管理委員会は各学級から1名ずつ選出された選挙管理委員によって構成する。ただし、立候補者が同時に選挙管理委員であることはできない。

第5条 選挙管理委員は9月に各学級より選出する。

第6条 選挙管理委員会に委員長1名、副委員長2名をおく。その選出は選挙管理委員の互選とする。

第7条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 1 選挙人名簿の作成
- 2 選挙の公示
- 3 立候補者の受付
- 4 立候補者名簿の公示
- 5 立会演説会の開催
- 6 選挙の実施
- 7 開票事務
- 8 当選者の発表
- 9 その他選挙管理に必要なこと。

第3章 立候補者

第8条 選挙に立候補する会員は、立候補届出用紙に所定事項を記入し、選挙期日前の定められた日までに学級担任を通じて生徒会本部に提出する。

第9条 3年生は立候補することができない。

第4章 選挙

第10条 選挙は無記名、会長1名(2年生)、その他役員は1、2年生から3名ずつ選挙で選び、当選後に副会長を1、2年生各1名、役員を4名互選する。

第11条 当選者の決定は有効得票の多数の順に行う。なお、得票数が同じ場合は、抽選によって当選者を決定する。

- 第12条 当選者が決定した後、欠員を生じた時は、生徒会会則第3章役員第14条に則る、
- ・会長選挙と役員選挙は別物として扱う。そのため、会長選挙で落ちた場合、役員の可能性はない。
- ただし、補欠選挙が実施される場合のみ、会長選挙で落ちた生徒も役員に立候補できる。
- ・立候補者が定数以内の場合、投票は信任投票とする。不信任となった場合は、補欠選挙を実施。
 - ・各候補者の得票数については、生徒には公表しない。
 - ・立候補者が定数に満たない場合、立候補受付期間を過ぎても再度募集をかける。

第13条 投票のうち次のものは無効とする。

1. 投票用紙がちがうもの
2. 規定の人数以上記入したもの
3. 記入がはっきりしないもの

第5章 改正

第14条 この規定の改正は生徒評議会で発議され、総会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

生徒会各種委員会の申し合わせ

1 委員会の種類

- (1)学級委員会(男女各1名)
- (2)生活委員会(男女各1名)
- (3)整美委員会(男女各1名)
- (4)保健委員会(男女各1名)
- (5)給食委員会(男女各1名)
- (6)図書委員会(男女各1名)
- (7)放送委員会(男女各1名)
- (8)体育委員会(男女各1名)

2 委員会

各委員会は月1回委員会を開き、その月の計画、前の月の反省、その他について協議する。

3 委員長・委員

- ・委員長は委員の互選による。委員長は担当の先生と相談して委員会の活動を推進する。
- ・委員長・委員の任期は前・後期とする。
- ・委員長は委員会記録をつける。
- ・各委員は学級においても、その任務を遂行する。

4 委員の任務

各委員の主な任務は次の通りである。

学級委員

- ・学年の目標方針の決定
- ・学年内の諸問題の話し合いと解決
- ・各学級間の連絡調整
- ・中央委員会への参加及び議案提出
- ・諸行事へ取り組みの協力
- ・学年集会の企画・運営
- ・学年内でのリーダーシップ

生活委員

- ・朝の校門でのあいさつ運動
- ・学習態度の呼びかけ
- ・休み時間の事故防止呼びかけ
- ・学校生活全般の生活態度改善の呼びかけ

整美委員

- ・清掃用具の整美と管理
- ・校舎内の美化
- ・校庭および外回りの美化
- ・校内設備の保守、管理、点検、補修
- ・冷暖房器具、加湿器の保守、管理

保健委員

- ・健康診断の補助
- ・衛生指導
- ・風邪の調査
- ・流し場の石けん管理

給食委員

- ・給食準備と片づけの指示
- ・用具の管理
- ・献立その他のアンケート

図書委員

- ・図書室管理の補助
- ・読書奨励
- ・読書に関する調査と掲示

放送委員

- ・朝、昼の放送
- ・学校行事の補助

体育委員

- ・学校行事の補助
- ・昼休みのボール貸し出し
- ・体育の授業の補助